

IT導入補助金 3次公募!!
 上限額 50万円 交付申請期間: 2018年9月上旬～10月中旬(予定)

一番星 Ver.7

経費数字の見える化
 残業時間管理
 デシタコ運動

南システムギアソフト
 東京・名古屋・大阪・福岡
 TEL.052-205-8851(担当: 林 浩之)

Japan
Trucking
Association

広報 とらつく

創刊 昭和28(1953)年2月

9月1日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
 〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
 全日本トラック協会会館
 ☎(03) 3354-1029 (総務部広報室)
<http://www.jta.or.jp>
 ※紙面に掲載する問い合わせは広報室まで
 (会員の購読料は会費に含まれます)

News Headline

主な紙面内容

2・3

・トラック協会ニュース
 ・官公庁ニュース(国交省等)

4・5

＜防災の日特集＞
 ・全ト協が緊急物資輸送担当者研修を初開催
 ・中部トラック総合研修センターの概要

6・7

＜しっかり休んで安全運転を＞
 ・トラックステーション(TS)でひとやすみ!【前編】
 ・全国に28か所 トラックステーション利用案内

8

・「健康職場づくり」事業者訪問
 (有)新開貨物(熊本県)

※平成30年度第1回「運行管理者試験問題(貨物)」と解答は抜き出してご利用ください

今号に掲載した記事の関連資料と関連HPへは全ト協HPバナーからアクセスできます。

▼全ト協会員専用ページのパスワード▼

8/15～9/14 2573
 9/15～10/14 3146

9月1日は防災の日

甚大化する災害に立ち向かうために



トラックの機動性を活かし「平成30年7月豪雨」でも緊急物資輸送に活躍した

9月1日は「防災の日」。昭和35年6月の閣議において制定が了承され「防災の日」は今年で58年目となる。その間、私達は阪神・淡路大震災(平成7年)や新潟県中越地震(16年)、東日本大震災(23年)、熊本地震(28年)などの大災害を経験してきた。

トラック輸送は「くらしと経済を支えるライフライン」であり、大規模災害の際にも人々の命を繋げるために、緊急輸送などの重要な役割を担っている。

今年度の「広報とらつく」では、トラック運送業界における緊急物資輸送への取り組みなどについて紹介する(関連4・5面)。

緊急物資輸送への取り組みを加速 トラックはくらしと経済を支えるライフライン

は西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨が降り、各地で多くの尊い命が失われた。

一方で、6月には大阪府北部を震源としたマグニチュード6.1の地震(最大震度5強)が発生し、死者4人、負傷者434人。

西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨(「平成30年7月豪雨」)。死者221人、行方不明9人(8月21日現在)。

(気象庁データ、消防庁データを基に編集部作成)

発生時期	災害概要
1月22日～27日	関東甲信地方や東北太平洋側の平野部で大雪。日本海側を中心に暴風雪。
2月3日～8日	北陸地方の平野部を中心に日本海側で大雪。
4月9日	島根県西部を震源としたマグニチュード6.1の地震(最大震度5強)。負傷者9人。
6月18日	大阪府北部を震源としたマグニチュード6.1の地震(最大震度5強)。死者4人、負傷者434人。
6月28日～7月8日	西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨(「平成30年7月豪雨」)。死者221人、行方不明9人(8月21日現在)。

トラック運送業界では、24年6月の災害対策

こうした災害から被災者の命を守るべく、これまで緊急物資輸送を数多く展開してきた。

基本法改正で導入された「プッシュ型支援」による物資供給が初めて実施された。同方式には一定の評価がある一方で、各

市町村の物資拠点から各

トラック運送業界では、今後も国や地方自治体などとの連携を強化しながらスキルアップを図り、大規模災害発生時には緊急・救援輸送を優先的にかつ迅速に行っていく。

9月21日(金)から30日(日)まで

「平成30年秋の全国交通安全運動」

9月30日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」

「平成30年秋の全国交通安全運動」が、9月21日(金)から30日(日)にかけて実施される。

今年度は、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通安全確保」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」および「飲酒運転の根絶」を全国重点として、「写真」。

全日本トラック協会では、事業用トラックによる事故の過半数を追突事故が占め、かつ死亡事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、「追突事故の防止」「交差点事故の防止」および



「飲酒運転の根絶」を重点推進項目として徹底する(全ト協実施計画画を参照)。

また、10月1日から大型トラックのスペアタイヤ等について3か月ごとの定期点検が義務付けられることを踏まえ、車両の日常点検および定期点検を確実に実施するとともに、不正改造の防止を徹底して車両の安全性の確保に努める。

それに伴い、今号の「広報とらつく」にポスターを折り込み、同運動の効果的な実施を目指す。

なお、同運動では、最終日の9月30日(日)を、国民一人ひとりの交通安全意識向上によって交通事故の発生を抑制することを目的とした、「交通事故死ゼロを目指す日」と定めている。

「低公害車普及促進対策費補助金」交付予定枠申請受付開始

申請期間 9月3日(月)～28日(金)

国土交通省は、ハイブリッドトラック・CNGトラック・電気トラック等の導入に係る平成30年度低公害車普及促進対策費補助金について、9月3日(月)から9月28日(金)まで交付予定枠の申請を受け付ける。

これは①CNGトラック・ハイブリッドトラックと、最大積載量5tかつかつ車両総重量4t以下のハイブリッドトラック、②電気トラックの導入費用の一部を補助するもので、補助上限は①通常車両価格との差額の3分の1、②車両・充電設備等の価格の4分の1。同期間中に交付予定枠の申請を行い、内定を受けることが必要となる。

なお、最大積載量2tかつ車両総重量4t以下のハイブリッドトラックと、最大積載量5tかつかつ車両総重量4t以下のハイブリッドトラック、②電気トラックの導入費用の一部を補助するもので、補助上限は①通常車両価格との差額の3分の1、②車両・充電設備等の価格の4分の1。同期間中に交付予定枠の申請を行い、内定を受けることが必要となる。

交付要綱等の詳細は国土交通省ホームページを参照。問い合わせは国土交通省自動車局(☎03-5253-8111、①貨物課内線41・322、②環境政策課内線42・533)まで。

輸送統計

平成30年6月分

▶国土交通省調べ

輸送量	前年同月比
特別機合せ(千トン)	5,409 96.6%
一般	101.7%
宅配便(千個)	346,286 99.5%

交通事故統計

平成30年7月末

事業用トラック第1当事者死亡事故件数(軽貨物は除く)内は前年同月比増減率

▶警察庁調べ

事業用貨物自動車死亡事故件数	全国死亡事故件数	交通事故死者数(人)
大型 74 (-11)	1,847 (-108)	1,883 (-106)
普通・準中型 57 (+3)	1,847 (-108)	2,162 (-127)
計 131 (-8)	1,847 (-108)	2,162 (-127)

コラムラインナップ

トラック運送事業者のための経営のヒント【引越約款改正と最近の業界模様】/タイヤケアホントの話【「ローテーション・ガール、現る!」…3面/食の新旧街道に行く【旬の味に癒される③】ぶどうの甲州路…7面

**積荷のベルトのゆるみを常時監視
ドライバーに危険を知らせます!**

"ゆるみ"を許さない!

YURUSOR ユルサー株式会社

最大4個のゆるみセンサーと運転席側モニターを無線でネットワーク設定し、手回しで電波を通しにくい荷室内もOK

展示会情報
 国際物流総合展第13回
 東京ビッグサイト ブースNo2-706
 9/11(火)12(水)13(木)14(金)
 ベルトの安全管理によりバーキングでの確認作業の軽減、ドライバー様の不安な気持ちの解決機器、荷室が見えないアルミパネルバンでは是非ご利用ください。

「レバーブロック緩み監視センサー」プロトタイプ展示
 ……運送の安全管理にぜひ!…

ユルサー・パイフォー
yurusor.com

本社: ☎395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場 608-3TEL.0265-48-6717 FAX.0265-43-3048E-mail: monitoring@yurusor.com

こんなに便利でいいんですか!?

いろいろできちゃう
労働時間管理システム

JICONAX ジコナクス

給与の未払いや過払いを未然に防ぐ時間計算!

動怠計算や改善基準告示入力も計算も自動で楽々カンタンwww

乗務員さんも事務員さんもひとつのシステムで時間計算!

国際物流総合展(9/11～14 東京ビッグサイト)では(株)リコ様のブース(1-609)でご覧いただけます

株式会社 フルバック
 TEL. 059-359-5811 (担当: 久長、西川)
<http://www.jiconax.com>

配達くん
運輸業専門の経営管理システム

信頼されて33年!
大創システムが送り出す

機能選択型システム「配達くん」とは?

詳細は下記をクリック

配達くん 検索

大創システム株式会社
 DAISO SYSTEM CO., LTD.
 本社 〒110-0005 東京都台東区上野 1-17-6
 TEL.03(3831)3300 FAX.03(3831)3369
 東北支店 〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町1-3-26
 TEL.022(706)2821 FAX.022(706)2822

<http://www.daisosystem.co.jp>

TEL: 045-476-1031 - www.iost-japan.com

緊急物資輸送体制のさらなる強化を目指して 「緊急物資輸送担当者研修」を初開催

9月1日は
防災の日



研修では各都道府県ト協の担当者が一堂に会し、緊急物資輸送への理解を深めた

全日本トラック協会は8月8日から10日にかけて、都道府県ト協の緊急物資輸送担当者として研修を、愛知県ト協協会中部トラック総合研修センター(愛知県みよし市)で行った。

今回初めての開催となる同研修では、各都道府県ト協協会から緊急物資輸送担当者48人が参加。同研修への参加を通じて、全ト協と各都道府県ト協が一丸となり、これまでの大規模災害対応等を踏まえ、なから緊急物資輸送体制の確立を図るとともに、緊急物資輸送に関する基礎知識の習得の場を設定し、担当者の知識習得を促していくことにより、将来的には緊急物資輸送



小幡 銀伸
愛知県ト協会長



住永 豊武
熊本県ト協会長

研修初日となる8日は、愛知県ト協協会の小幡銀伸会長が登壇し、今回の会場となった中部トラック総合研修センターの機能について説明を行った。同センターは、南海トラフ地震など大規模災害発生時の緊急物資輸送拠点としての機能を併せ持つっており(詳細別掲)、28年10月には同センターを大規模災害発生時の緊急物資輸送拠点として活用することなどを盛り込んだ協定が、愛知県との間に締結されている。

翌9日には、熊本県ト協協会の住永豊武会長が登壇。熊本県内で震度7が2度観測され、益城町など県内各地に深刻な被害をもたらした熊本地震発生時の取り組みを、物資輸送への取り組みを紹介した。また、世界観測史上最大級となるマグニチュード9.0を記録し、大津波などによって死者・行方不明者が多数出た東日本大震災発生時における災害物流について、全ト協交通対策委員会アドバイザーの佐藤耕造氏(前・岩手県ト協協会専務理事)が講演。住永熊本県ト協会長と佐藤氏は、それぞれ大規模災害発生直後の混乱した中で、被災者の命を救う緊急物資輸送に邁進した状況をリアルに語るとともに、今後求められてくる緊急物資輸送のあり方

全国から緊急物資輸送担当者が参集
直前に発生した災害もカリキュラムに導入

全日本トラック協会は平成26年8月に、政府から「災害対策基本法」に基づく指定公共機関として指定されている。広域・大規模災害発生などの緊急時には、全ト協では国や地方自治体、指定公共機関や各都道府県ト協協会などと連携し、緊急・救援輸送を優先的かつ迅速に遂行していくこととなっている。

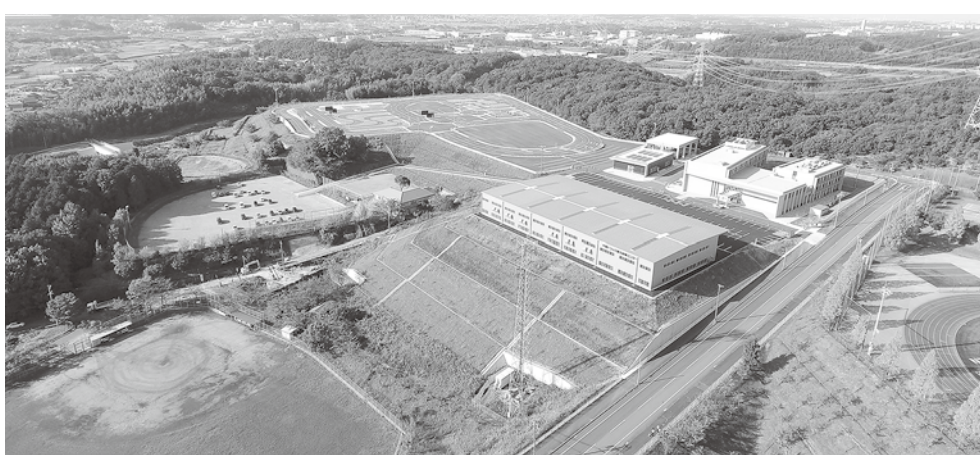
今回初めて実施された同研修には、各都道府県ト協から緊急物資輸送担当者48人が参加。同研修への参加を通じて、全ト協と各都道府県ト協が一丸となり、これまでの大規模災害対応等を踏まえ、なから緊急物資輸送体制の確立を図るとともに、緊急物資輸送に関する基礎知識の習得の場を設定し、担当者の知識習得を促していくことにより、将来的には緊急物資輸送

緊急輸送を指揮する物流専門家を育成へ

協会における緊急物資輸送への取り組み状況の確認と、今後に向けた体制構築を実施。将来的には、同研修を通じて、広域・大規模災害発生時に、円滑な緊急物資輸送の実施に欠かすことのできない物流専門家の育成を図っていく予定である。

発生時における緊急物資輸送への取り組みについての講演を実施したほか、西日本各地に甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨」における被災者の対応など、また記憶に新しい大規模災害における対応事例を積極的にカリキュラムに取り入れている。

「熊本地震」「東日本大震災」から学ぶ
討議を通じ各地の取り組み事例を共有



改修が実施され、平成28年11月にグランドオープンを果たした中部トラック総合研修センター

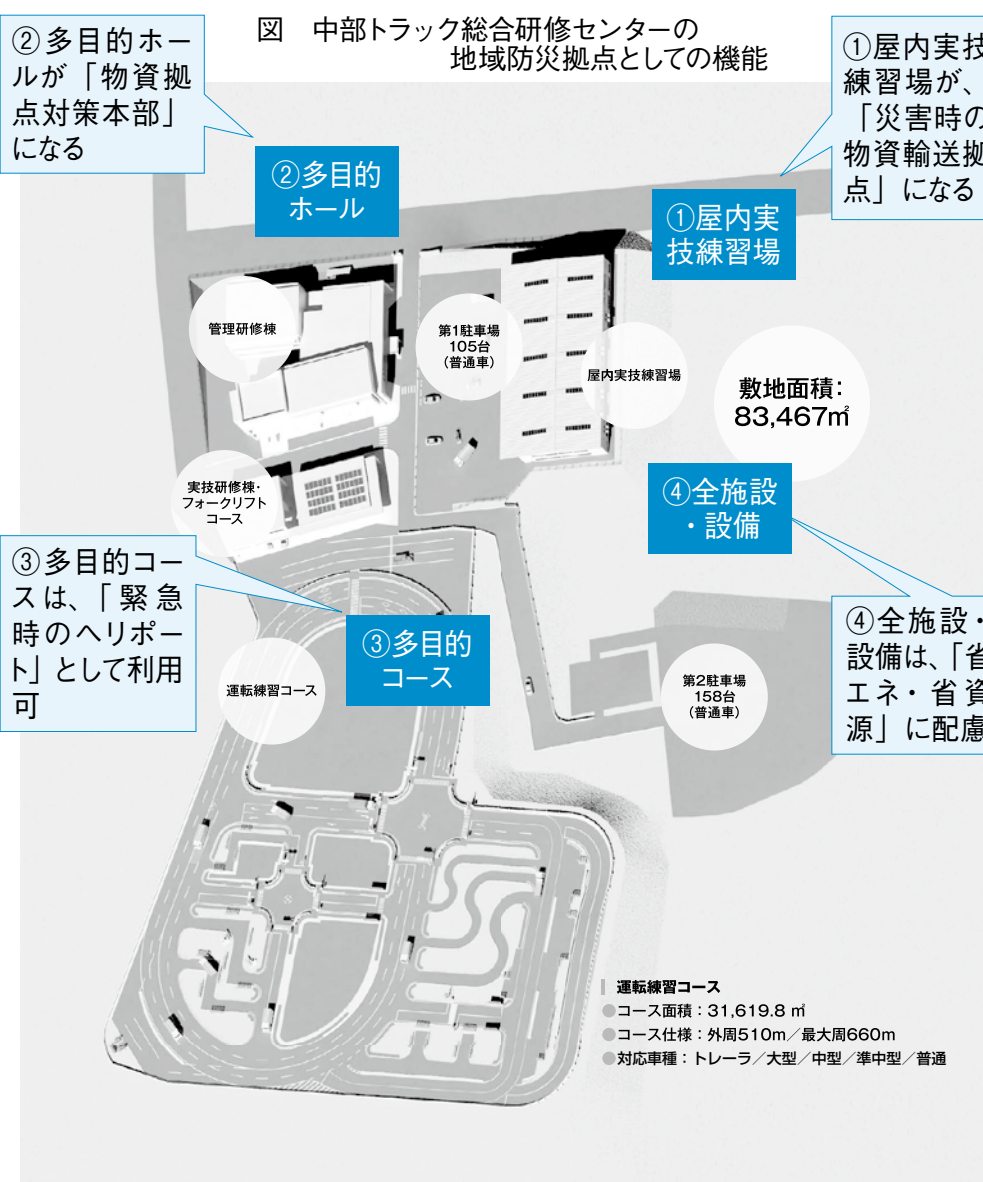


若杉 福雄
愛知県ト協副会長

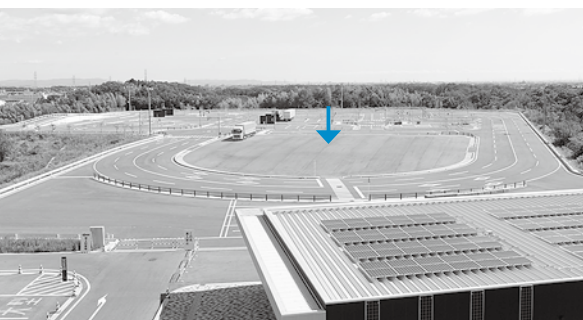
今回の研修の会場となった愛知県ト協協会が運営する「中部トラック総合研修センター」は平成3年4月に開設されたが、時代にマッチした研修内容の充実を図るために改修が行われ、28年11月にグランドオープンを果たしている。

研修では、愛知県ト協の若杉福雄副会長(愛知県ト協災害対策委員会委員長)が、愛知県ト協における緊急輸送体制について紹介。同センターが日本列島のほぼ中央にある愛知県の中部に位置するみよし市にあり、東名高速道路東名三好

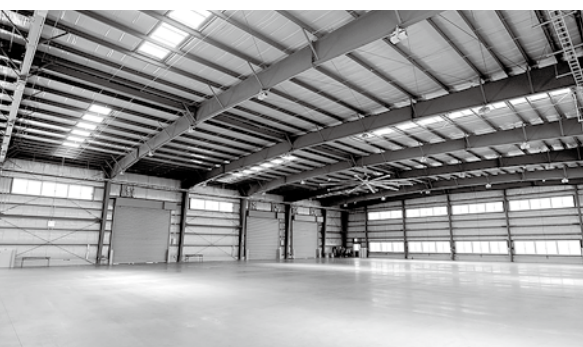
「中部トラック総合研修センター」
大規模災害発生時には地域防災拠点としての機能を果たす



緊急時には「物資輸送拠点対策本部」が設けられる多目的ホールがある管理研修棟



多目的コース(矢印)はヘリポートとしての利用も考慮されている



災害時の物資輸送拠点として機能する屋内実技練習場

強くて、頼れる
アイスガードで
この冬、渉る。

ice GUARD iG91

Studless Tire for LIGHT TRUCK



ヨコハマの先進タイヤ技術
「ブルーアース・テクノロジー」

過酷な冬道でも走り続けるために、高次元の氷雪性能を追求。

さらに、地球環境と人にもやさしい、優れた低燃費性能も備えた

ヨコハマのライトトラック用スタッドレスタイヤ、アイスガード iG91。

アイジー・キューワイチ

このタイヤには、プロに選ばれる理由があります。



横浜ゴム株式会社 〒105-8685 東京都港区新橋5-36-11
☎ 0120-667-520 [月に一度は空気圧の点検を]



「平成30年7月豪雨」「熊本地震」被災地の担当者が緊急物資輸送における経験を披露した「パネルディスカッション」(3日目)



井内 正明
岡山県ト協事務局長



岡井 真一
広島県ト協企画事業部次長



佐々木 豊
愛媛県ト協業務課係長



上野 隆徳
熊本県ト協事務局長兼総務課長

「平成30年7月豪雨」で深刻な被害が出た岡山県(井内正明岡山県ト協事務局長)、広島県(岡井真一広島県ト協企画事業部次長)、愛媛県(佐々木豊愛媛県ト協業務課係長)と、28年の熊本地震による被害を受けた熊本県(上野隆徳熊本県ト協事務局長兼トコト協事務局局長兼

研修最終日となる10日には、今年7月に発生した「平成30年7月豪雨」で緊急物資輸送対応にあつた担当者らが一堂に会してのパネルディスカッションが行われ、被災当時の経験や、混乱の中での緊急物資輸送対応において苦労した点などが紹介されたほか、貴重な経験を踏まえての今後の課題などについて議論が行われた。

登壇したのは、平成30年7月豪雨で深刻な被害が出た岡山県(井内正明岡山県ト協事務局長)、広島県(岡井真一広島県ト協企画事業部次長)、愛媛県(佐々木豊愛媛県ト協業務課係長)と、28年の熊本地震による被害を受けた熊本県(上野隆徳熊本県ト協事務局長兼トコト協事務局局長兼

輸送依頼が自治体の様々な部署から舞い込んだため、一時混乱した。「物資拠点で荷物を降ろす際、現地でフォークリフトはあつたがオペレーターがおらず、結局人海戦術でトラックから荷物を降ろしたことがあつた」

の深刻化が進む現在では、事業者の方も人員や車両に余裕がなく、手配がなかなか進まなかった。なかでも、保冷車の確保に苦慮したなど、緊急時に会では担当者1人が業務にかかりきりになつてしまつたため、時間を決めて交代制を進めていくなど、

「車両の手配の際、携帯電話が繋がらずに苦労した。その一方でSNSの有用性が高く、無料通話アプリの活用など、LINEなどを使って車の手配を行うこともあつた」

「自治体の担当者は、トコト協に依頼すれば、すぐにトラックが手配できる」と思っている節があるが、ドライバー不足

その上で、「都道府県担当者との関係づくりが非常に大事。各担当者との連絡会議を少なくとも年1回はやっておく必要があるのではないかな」

「自治体や運送会社などとの間で、発災時に誰が物資拠点を運営し、責任をもつてオペレーションしていくかを事前に決めておくことが必要」「発災

協会内での支援体制の強化を図っていく必要がある。特に、規模の小さな協会では労務管理の面で大きな問題になる」「協会内で「誰が何をするか」などの役割分担を事前に決めておくことが大事。協会職員の仕事は緊急物資輸送だけではなく、被災した会員事業者のサポートなど多岐にわたつてくる。協会内での混乱を防ぐためには、事前に災害時に必要な業務の洗い出しをしておく必要がある

円滑な物資輸送に向け 実体験を踏まえ課題を提起

パネルディスカッション



参加者が6班に分かれて実施されたグループ討議・発表(2日目)



萩野 浩
神奈川県協防災対策室室長



佐藤 耕造
全ト協交通対策委員会アドバイザー



矢野 裕之
日通総研シニアコンサルタント

また、9日には、全ト協交通・環境部の吉田将一課長による「全ト協における緊急輸送体制について」、神奈川県トコト協の萩野浩防災対策室室長による「神奈川県トコト協における緊急輸送の取り組み」、日通総合研究所シニアコンサルタントの矢野裕之氏による「支援物資ロジスティクスに関する対応について」など、全ト協では来年度以降も同研修を継続的に実施し、緊急時における各都道府県ト協との連携強化を図っていくこととしている。

さらに、研修最終日の10日には「平成30年7月豪雨」対応等についてのパネルディスカッション(別掲)が行われ、参加者による活発な意見交換が展開された。

表 平成30年度 緊急物資輸送担当者研修 研修日程

1日目(8月8日(水))	
15:00～	全ト協挨拶
15:10～	「愛知県トコト協における緊急輸送体制について」 愛知県トコト協 会長 小幡 銀伸
16:10～	中部トコト協総合研修センター 施設見学
2日目(8月9日(木))	
9:00～	「全ト協における緊急輸送体制について」 全日本トコト協 交通・環境部 課長 吉田 将一
9:40～	「熊本地震 その後」 熊本県トコト協 会長 住永 豊武
10:50～	「東日本大震災時の災害物流について」 全日本トコト協 交通対策委員会アドバイザー 佐藤 耕造
11:50～	「神奈川県トコト協における緊急輸送の取り組み」 神奈川県トコト協 防災対策室 室長 萩野 浩
13:10～	「支援物資ロジスティクスに関する対応について」 日通総合研究所 シニアコンサルタント 矢野 裕之
14:00～	グループ討議・発表 「各都道府県トコト協における大規模災害時の体制整備状況と取り組みについて」
3日目(8月10日(金))	
9:00～	「平成30年7月豪雨対応等について」 パネルディスカッション・意見交換
13:00～	研修総括

(講師名敬称略)

おかげさまで、セミトラクターシェアNo.1

※2017年・2018年上半期、国内登録台数に基づいて算出した販売シェア(当社調べ)

UDトラックスは1935年の創立以来、常にお客様の声を耳に傾け、ロジスティクスの未来に向かって時代の一步先を走り続けてきました。その歴史と想いを凝縮したのが、Quon(クオン)です。いまトラックに求められる5つの基本性能を、高い次元で兼ね備え、「輸送効率の最大化」を実現し、お客様の生産性の向上に寄与します。

すべてのドライバーにとって、ベストなトラックを目指して。

進化した電子制御式オートマチックトランスミッション「ESCOT-VI(エスコット・シックス)」や先進の安全・ブレーキシステムなど、鍛え抜かれた機能を意のままに操るために一新されたコックピット。ドライバーとQuonがごく自然に対話できるデザインによって、安全・快適、そしてより一層効率的な運転操作を可能にします。

Going the Extra Mile

※ Quon トラクター 2PG-GK5AA 撮影用特別仕様車

UDトラックス公式ホームページで、Quonのすべてをお確かめください。

過労運転
防止対策

しっかり休んで安全運転を



トラックステーション(TS)でひとやすみ!【前編】

鳥栖トラックステーション (佐賀県鳥栖市)

足を伸ばして入浴できる男性用大浴場
美味しい食事とともにリラックスしたひと時を

次川香代店長

鳥栖 TS のある佐賀県鳥栖市は、九州自動車道と大分自動車道・長崎自動車道が交わる鳥栖ジャンクションと同インターチェンジがあるほか、国道3号や国道34号なども通過する「交通の要衝」となっている。こうした好立地にある鳥栖 TS への立寄台数は、ここ近年増加傾向にあるという。

「TSの周辺には物流センターが多いため、平日はトラックドライバーの方の利用が多いです。当TSでは昼頃にピークタイムを迎えるほか、夕方から夜にかけての利用も多くなっています」と、鳥栖 TS を管理する次川香代店長は利用動向について語る。

鳥栖 TS の2階には、大浴場(男性用・写真①)と女性用シャワー(写真②)が備えられている。大浴場の広い湯船は、「足を伸ばして入浴することができ、リラックスできる」と、男性ドライバーから好評を得ている。リピーター利用が多いため、スタンプを集めると10回目の入浴利用が無料となる「スタンプカード」制度が実施されている(男性利用者のみ)。

一方、女性用シャワーは「シャワールームが個室になっているので、安心して使える」と、トラカールからの人気も高い。

シャワールームに入る前には鍵付きの扉が2か所設けられているため、セキュリティ的にも万全だ。脱衣場(写真③)は広く、汗を流した後にゆっくりと身支度を行うことができる。

同じ2階には宿泊・仮眠施設も設置されている。シングルルーム4室(写真④)で、室内にはベッドとテレビ、エアコンが備え付けられている。ベッドで横になり、しっかり睡眠を確保することで、長距離乗務の疲れも癒えてくるだろう。

なお、女性の宿泊者にも限り、大浴場の利用も可能である(大浴場営業終了後に、浴室から施錠して入浴)。また、10時～16時の間は仮眠利用も可能となっている(4時間)。

「鳥栖 TS では、温かい風呂やシャワーだけでなく、チキン南蛮やチャンポンなどといった美味しい食事も楽しめます。トラックドライバーの皆さんには、TS でゆっくり寛いで疲れをとっていただき、安全運転を心がけていただきたいですね」(次川店長)

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフの皆さん

鳥栖 TS で働くスタッフ

ほんのヒトコマ

【第26回】前川しんすけ

非常持ち出し袋の作成…「トラとミコを入れたら、いっぱいになっちゃった…!」

マルバツクイズ

～安全な速度と車間距離編～

【解答】2面に問題

①○(教則第5章・第4節1 安全な速度3) 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走行する。

②×(教則第5章・第4節2 停止距離と車間距離2) 雨にぬれた道路を走る場合や重い荷物を積んでいる場合などは制動距離が長くなる。

③○(教則第5章・第4節2 停止距離と車間距離4) 天候、路面やタイヤの状態、荷物の重さなどを考えに入れ、前の車が急に止まっても、これに追突しないような安全な車間距離をとらなければならない。

④×(教則第5章・第4節2 停止距離と車間距離4) 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席の位置が高く、見下ろす形になり、車間距離が実際より長く感じられるため、車間距離が短くなりやすいので注意する。

⑤○(教則第5章・第4節3 ブレーキの掛け方3/法24条) (教則)危険を避けるためにやむを得ない場合は、急ブレーキを掛けてはいけません。(法)車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減速することとなるような急ブレーキをかけてはならない。

安全運行のオアシス

トラックステーション

携帯電話用のトラックステーションリストを作成しました。お持ちの携帯電話のバーコードリーダーを右のQRコードにかざしてください。

食の新旧街道を行く

—俯瞰食文化の視点から—

フードジャーナリスト、食文化研究家 向笠 千恵子

小粒のフルーツは種々あるけれど、房から一粒ずつもいで頬張る楽しさは、ぶどうならではのものだ。原始時代の人間に戻っていくような、遠くまで懐かしい充実感をもたらしてくれるのだ。

実際、ぶどうは恐竜の時代からすでに野生種があったといわれ、栽培も

8000年以上の歴史がある。世界中で生産されているが、大半はワインの原料にされるので、日本に粒がきれいにそろっているのは少数派だ。

ぶどうの甘味はぶどう糖と果糖によるもので、どちらの車の運転で疲れたときのエネルギー補給

地に入ると、突然大地がせり上がったかと思うくらいに、宙に浮いた感じのぶどう畑が広がる。約1300年前、行基菩薩が一本の苗を伝えたのが栽培の始まりといわれ、それを証明するかのよう(勝沼の大善寺(ぶどう寺)の薬師如来はぶどうの房を手に持ち、東洋

いて、酸味、渋味、甘味のバランスがいい。また、このぶどうでワインをつくると爽やかな酸味と香りが生まれる。

つまり、仕事では生食、仕事後はワインときっちり分けられ、甲州種ぶどうの魅力のすべてを味わい尽くせるというわけだ。(むかき・ちえこ)

	名称	所在地	電話番号	駐車台数	宿泊・仮眠	食事	入浴 ※シャワーのみ	給油
1	札幌	北海道札幌市厚別区厚別東 5 条 1-1-2	011-897-9101	39		○		
2	苫小牧	北海道苫小牧市ウトナイ北 11-11-33	0144-55-7491	80		○		
3	青森	青森県青森市大字荒川字品川 110-1	017-729-2000 (公社)青森県トラック協会	41				○
4	盛岡	岩手県滝沢市菓子 960-4	019-688-1514	39		○	○※	
5	仙台	宮城県仙台市宮城野区苦竹 4-1-15	022-232-9336	39		○	○※	
6	白河の関	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針 15-1	0248-21-7167	45		○	○※	
7	茨城	茨城県小美玉市西郷地字新田 1390	0299-48-3455	30		○	○	
8	矢板	栃木県矢板市乙畑 440-2	0287-48-1919	46		○	○	
9	大宮	埼玉県さいたま市西区三橋 6-699-1	048-623-6815	41	○	○	○	○
10	東神	神奈川県大和市上草柳 588	046-261-1100	97			○※	
11	新潟	新潟県新潟市西区山田 196-1	025-233-6961	52			○※	○
12	金沢	石川県金沢市千木町ル 21-1	076-257-2755	45	○	○	○	○
13	浜松	静岡県浜松市東区流通元町 2-3	053-421-5311	116	○	○	○	
14	安城	愛知県安城市尾崎町大縄 19-1	0566-98-8823	74		○	○※	
15	名古屋	愛知県名古屋港区藤前 3-601	052-303-2188	97	○	○	○	○
16	亀山	三重県亀山市小野町桜口 586-4	0595-82-3935	82	○	○	○	
17	彦根	滋賀県彦根市島居本町むさ満 2337-1	0749-26-0156	45	○	○	○	
18	大阪	大阪府寝川市木屋元町 20-1	072-832-2362	80	○	○	○	
19	奈良・針	奈良県奈良市針町 487-1	0743-82-0622	60			○※	
20	岡山	岡山県岡山市中区倉富 285-19	086-277-4055	53	○	○	○※	○
21	尾道	広島県尾道市高須町字オケ久保 21193-3	0848-46-1882	37			○※	○
22	三次	広島県三次市西酒屋町船所 1468	0824-63-0025	30		○	○	○
23	北九州	福岡県北九州市小倉北区東港 1-3	093-581-5031	70			○※	○
24	鳥栖	佐賀県鳥栖市永吉町 617-1	0942-83-7035	48	○	○	○	
25	諫早	長崎県諫早市貝津町 1051-12	0957-26-8228	45	○	○	○	
26	大分	大分県大分市大字上戸次字宇土ノ口 6045-2	097-597-6233	43	○	○	○※	
27	宮崎	宮崎県児湯郡新富町大字三納代字畑中 1765-1	0983-33-0880	18			○※	
28	鹿児島	鹿児島県鹿児島市西別府町 2941-19 (流通業務団地内)	099-281-5960	50			○※	

※施設の一部休業・営業時間変更に関する情報は、本紙や全通ホームページに掲載されています。事前にご確認ください。
※駐車台数は大型車とレオラの台数の合計。なお、諫早TSは5台の中型車を含む。

トラック & バス用オールシーズンタイヤ『ナナイチマル・アール』新登場

横浜ゴム株式会社 〒105-8685 東京都港区新橋5-36-11
0120-667-520 月に一度は空気圧の点検を

IT 導入補助金 三次公募 9 月上旬～10 月中旬【予定】

あなたが抱える課題を解決できる IT ツールをご提案します。

請求

備車

車両

乗務員

トラック運送業者向け総合管理システム



運送会社様の業務「請求」「備車」「車両」「乗務員」の 4 業務を総合的に管理できるシステム。

受注配車・デジコ連動などオプションも充実。

受注

配車

乗務員

受注配車システム



配車担当者の立場で、使いやすさを第一に考えた受注配車システム。独立したシステムで自由度の高い配車業務が可能です。

クラウド型ドライブレコーダー管理システム



危ない運転動画を PC・タブレットでいつでも、どこでも瞬時にキャッチ。

クラウドサービス初！(1 動画 10 秒 / 300 件) 自動分類・保存。

詳しくは、当社サイトをご覧ください PC・タブレット・スマホ対応サイト



Tiger

株式会社 タイガー

www.tiger-inc.co.jp

東京本社：03-5283-7232

札幌支店：011-874-5195

広島支店：082-243-6361

〒101-0064

名古屋支店：052-961-9773

福岡支店：092-281-5138

東京都千代田区神田猿樂町 2-1-14 A&X ビル 2F

大阪支店：06-6201-3841

熊本営業所：096-206-9556

平成30年度
第1回

運行管理者試験問題

貨物

平成 30 年度第 1 回運行管理者試験（貨物）が、8 月 26 日（日）に全国 47 都道府県で実施された。
試験結果については、9 月 25 日（火）午前 9 時に、合格者の受験番号が（公財）運行管理者試験センターのホームページ（http://www.unkan.or.jp/）に掲載される。また、合否結果は「試験結果通知書」により受験者本人宛てに郵送される。

3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める車両通行帯等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となっているときは、当該道路）に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。
2. 一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。）は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときであっても、路線バス等が実際に接近してくるまでの間は、当該車両通行帯を通行することができる。
3. 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車は道路の左側に寄って、当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、法令の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。
4. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が6メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（道路の中央から右の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）は、法令の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

問14 道路交通法に定める追越し等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、トンネル内の車両通行帯が設けられている道路の部分（道路標識等により追越しが禁止されているものを除く。）においては、他の車両を追い越すことができる。
2. 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両（以下「前車」という。）の右側を通行しなければならない。ただし、前車が法令の規定により右折をするため道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、前車を追越してはならない。
3. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
4. 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、速やかに進路を変更しなければならない。

問15 道路交通法に定める停車及び駐車等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、法令の規定により駐車しようとする場合には、当該車両の右側の道路上に3メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地があれば駐車してもよい。
3. 車両は、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
4. 交通整理の行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よって交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入ってはならない。

問16 道路交通法に定める運転者及び使用者の義務等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車の使用者等が法令の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が道路交通法第66条（過労運転等の禁止）に掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会は、当該自動車の使用者に対し、6ヶ月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転してはならない旨を命ずることができる。
2. 自動車を運転する場合においては、当該自動車が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）を通話（傷病者の救護等のため当該自動車の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。）のために使用してはならない。
3. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、必ず道路管理者に通報するものとし、当該道路管理者からの指示があるまでは、転落し、又は飛散した物を除去してはならない。
4. 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線（以下「本線車道等」という。）において当該自動車を運転することができなくなったときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならないが、本線車道等に接する路肩若しくは路側帯においては、この限りではない。

問17 車両等の運転者が道路交通法に定める規定に違反した場合等の措置についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両等の運転者が道路交通法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく[A]した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の[B]の業務に関与てなされたものであると認めるときは、都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該[C]を通知するものとする。

- | | | |
|---|----------|----------|
| A | 1. 処分に違反 | 2. 指示に違反 |
| B | 1. 運行管理者 | 2. 使用者 |
| C | 1. 違反の内容 | 2. 指示の内容 |

4. 労働基準法関係

問18 労働基準法（以下「法」という。）の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、

であって起点から終点までの距離が100キロメートルを超えるものごとに、所定の事項について事業用自動車の乗務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

問7 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者の運転者（以下「運転者」という。）が遵守しなければならない事項として誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運転者は、乗務を開始しようとするとき、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務の途中及び乗務を終了したときは、法令に規定する点呼を受け、事業者が所定の事項について報告をすること。
2. 法令の定めにより運行指示書の作成を要する運行の途中において、運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時に変更が生じた場合に、運転者は携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。
3. 運転者は、事業用自動車に乗務したときは、①乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示、②乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離等所定の事項を「乗務等の記録」（法令に規定する運行記録計に記載する場合は除く。）に記録すること。
4. 運転者は、乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検の必要性があると認められる場合には、これを点検すること。

問8 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行に係る記録等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る法令に基づき作成した運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを2年間保存しなければならない。
2. 事業者は、法令の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令で定める所定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
3. 事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書及びその写しを、運行の終了の日から1年間保存しなければならない。
4. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において2年間保存しなければならない。

2. 道路運送車両法関係

問9 道路運送車両法の自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が道路運送車両法の規定により自動車の使用の停止を命ぜられ、自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けなければならない。
2. 自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、国土交通省令で定めるところにより、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の任意の位置に確実に取り付けることによって行うものとする。
3. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
4. 道路運送車両法に規定する自動車の種別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として定められ、その別は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車である。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 国土交通大臣の行う自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下同じ。）の検査は、新規検査、継続検査、臨時検査、構造等変更検査及び予備検査の5種類である。
2. 自動車検査証の有効期間の起算日については、自動車検査証の有効期間が満了する日の2ヶ月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車を除く。）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。
3. 自動車運送事業の用に供する自動車は、自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
4. 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量7,990キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は2年である。

問11 道路運送車両法に定める自動車の整備命令等についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（同法第54条の2第1項に規定するときを除く。）は、当該自動車の[A]に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを[B]ことができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の[A]に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は[C]その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

- | | | |
|---|----------|----------|
| A | 1. 使用者 | 2. 所有者 |
| B | 1. 命ずる | 2. 勧告する |
| C | 1. 使用の制限 | 2. 経路の制限 |

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 火災類（省令に掲げる数量以上のものを除く。）を運送する自動車、指定数量以上の高压ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車及び危険物の規制に関する政令に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車には、消火器を備えなければならない。（被牽引自動車の場合を除く。）
2. 自動車の備えなければならない後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上2.0メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造でなければならない。
3. 自動車の後面には、夜間にその後方150メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる赤色の後部反射器を備えなければならない。
4. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12メートル、幅2.5メートル、高さ4.1メートルを超えてはならない。

問題は、1ページから30ページまでの30問です。
答えを記入の際は、各問題の設問の指示に従い解答して下さい。
なお、解答にあたっては、各問及び各選択肢に記載された事項以外は、考慮しないものとして下さい。
また、設問で求める数と異なる数の解答をしたもの、及び複数の解答を求める問題で一部不正解のものは、正解としません。
※問題文は原文のまま掲載しています。

1. 貨物自動車運送事業法関係

問1 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業計画の変更に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、「自動車庫庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
2. 事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 事業者は、「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

問2 貨物自動車運送事業法に定める運行管理者等の義務についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～8）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運行管理者は、[A]にその業務を行わなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、法令で定める業務を行うために必要な[B]を与えなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を[C]しなければならないが、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う[D]に従わなければならない。

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 1. 指導 | 2. 考慮 | 3. 誠実 | 4. 権限 |
| 5. 適切 | 6. 地位 | 7. 尊重 | 8. 勧告 |

問3 次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
2. 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること。
3. 法令の規定により、死者又は負傷者（法令に掲げる傷害を受けた者）が生じた事故を引き起こした者等特定の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせること。
4. 乗務員が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 乗務前の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行われなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該事業者は、国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。
2. 乗務終了後の点呼においては、「道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検（日常点検）の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行う。
3. 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一部を行わせる場合にあつても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の3分の1以上でなければならない。
4. 運転者が所属する営業所において、アルコール検知器により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、当該営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならないが、当該アルコール検知器が故障等により使用できない場合は、当該アルコール検知器と同等の性能を有したものであれば、当該営業所に備えられたものでなくてもこれを使用して確認することができる。

問5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者が運転操作を誤り、当該事業用自動車が道路の側壁に衝突した後、運転席側を下にして横転した状態で道路上に停車した。この事故で、当該運転者が10日間の医師の治療を要する傷害を負った。
2. 事業用自動車が雨天時に緩い下り坂の道路を走行中、前を走行していた自動車が速度超過によりカーブを曲がりがせずにガードレールに衝突する事故を起こした。そこに当該事業用自動車が追突し、さらに後続の自動車も次々と衝突する事故となり、9台の自動車が衝突し10名の負傷者が生じた。
3. 事業用自動車が右折の際、原動機付自転車と接触し、当該原動機付自転車が転倒した。この事故で、原動機付自転車の運転者に通院による30日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。
4. 事業用自動車が、高速自動車国道法に定める高速自動車国道を走行中、前方に事故で停車していた乗用車の発見が遅れたため、当該乗用車に追突した。そこに当該事業用自動車の後続車5台が次々と衝突する多重事故となった。この事故で、当該高速自動車国道が2時間にわたり自動車の通行が禁止となった。

問6 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転の防止等に関する貨物自動車運送事業輸送安全規則等の規定についての次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、3ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であつてはならない。
2. 運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（労働省告示）の規定において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。）は、168時間を超えてはならない。
3. 事業者は、乗務員の身体に保有するアルコールの程度が、道路交通法施行令第44条の3（アルコールの程度）に規定する呼気中のアルコール濃度1リットルにつき0.15ミリグラム以下であれば事業用自動車に乗務させてもよい。
4. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統

当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

2. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののはかは、3年(法第14条(契約期間等)第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、5年)を超える期間について締結してはならない。

3. 労働者は、労働契約の締結に際し使用者から明示された賃金、労働時間その他の労働条件が事実と相違する場合においては、少なくとも30日前に使用者に予告したうえで、当該労働契約を解除することができる。

4. 法第106条に基づき使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、時間外労働・休日労働に関する協定等を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

問19 労働基準法に定める就業規則についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等法令に定める事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。
- 就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。
- 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と協議し、その内容について同意を得なければならない。
- 就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。また、行政官庁は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

問20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、隔日勤務に就く場合には該当しないものとする。

- 1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、**A**を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度(最大拘束時間)は、**B**とする。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。
- (2)業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続**C**以上、合計**D**以上でなければならないものとする。

1. 4時間	2. 5時間	3. 8時間	4. 10時間
5. 13時間	6. 14時間	7. 15時間	8. 16時間

問21 貨物自動車運送事業の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」(以下「特例通達」という。)等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 休息期間とは、勤務と次の勤務との間にあって、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分は労働者の全く自由な判断にゆだねられる時間をいう。
- 労使当事者は、時間外労働協定において貨物自動車運送事業に従事する自動車の運転者(以下「トラック運転者」という。)に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2週間及び1ヵ月以上6ヵ月以内の一定の期間とするものとする。
- トラック運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、フェリー乗船時間(乗船時刻から下船時刻まで)については、原則として、休息期間として取り扱うものとし、この休息期間とされた時間を改善基準第4条の規定及び特例通達により与えるべき休息期間の時間から減ずることができるものとする。ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。
- 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該トラック運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

問22 下表の1～3は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。)の1年間における各月の拘束時間の例を示したものである。下表の空欄A、B、Cについて、次の選択肢ア～ウの拘束時間の組み合わせをあてはめた場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	Aを除く11ヵ月の拘束時間の合計
拘束時間(時間)		291	293	A	302	270	278	289	294	299	297	272	292	3177

2.		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	Bを除く11ヵ月の拘束時間の合計
拘束時間(時間)		288	293	310	300	B	287	294	293	313	283	269	292	3222

3.		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	Cを除く11ヵ月の拘束時間の合計
拘束時間(時間)		276	299	304	300	293	272	283	C	308	285	288	298	3206

問23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヵ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める拘束時間及び運転時間等に照らし、次の1～4の中から違反している事項を1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1人乗務とし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があり、下表の1ヵ月は、当該協定により1ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に該当するものとする。また、「時間外労働及び休日労働に関する労使協定」があるものとする。

(起算日)														
第1週		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	週の合計時間					
	各日の運転時間	6	7	5	7	9	8		42					
	各日の拘束時間	9	13	10	10	13	13	休日	68					
第2週		8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日 休日労働	週の合計時間					
	各日の運転時間	5	4	5	8	10	8	6	46					
	各日の拘束時間	8	7	7	15	15	10	8	70					
第3週		15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	週の合計時間					
	各日の運転時間	4	5	4	9	10	9	休日	41					
	各日の拘束時間	8	8	8	11	16	11		62					
第4週		22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日 休日労働	週の合計時間					
	各日の運転時間	9	8	5	4	5	6	4	41					
	各日の拘束時間	13	12	9	10	12	11	10	77					
第5週		29日	30日	31日	週の合計時間				1ヵ月(第1週～第5週)の合計時間					
	各日の運転時間	8	6	7	21				191					
	各日の拘束時間	12	10	13	35				312					

- (注1) 7日、14日、21日及び28日は法定休日とする。
(注2) 法定休日労働に係る2週間及び運転時間に係る2週間の起算日は1日とする。
(注3) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

- 1日の最大拘束時間
- 当該5週間のすべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間
- 2週間を平均した1週間当たりの運転時間
- 2週間における法定休日に労働させる回数

5. 実務上の知識及び能力

問24 運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 運行管理者は、選任された運転者ごとに採用時に提出させた履歴書が、法令で定める運転者台帳の記載事項の内容を概ね網羅していることから、これを当該台帳として使用し、索引簿なども作成のうえ、営業所に備え管理している。
- 運行管理者は、事業者が定めた勤務時間及び乗務時間の範囲内で、運転者が過労とならないよう十分考慮しながら、天候や道路状況などを勘案しつつ、乗務割を作成している。なお、乗務については、早めに運転者に知らせるため、事前に予定を示すことにしている。
- 運行管理者は、事業用自動車の運行中に暴風雪等に遭遇した場合、運転者から迅速に状況を報告させるとともに、その状況に応じて、運行休止を含めた具体的な指示を行うこととしている。また、報告を受けた事項や指示した内容については、異常気象時等の措置として、詳細に記録している。
- 運行管理者は、運転者に法令に基づく運行指示書を携行させ、運行させている途中において、自然災害により運行経路の変更を余儀なくされた。このため、当該運行管理者は、営業所に保管する当該運行指示書の写しにその変更した内容を記載するとともに、当該運転者に対して電話等により変更の指示を行ったが、携行させている運行指示書については帰庫後提出させ、運行管理者自ら当該変更内容を記載のうえ保管し、運行の安全確保を図った。

問25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 飲酒は、速度感覚の麻痺、視力の低下、反応時間の遅れ、眠気が生じるなど自動車の運転に極めて深刻な影響を及ぼす。個人差はあるものの、体内に入ったビール500ミリリットル(アルコール5%)が分解処理されるのに概ね2時間が目安とされていることから、乗務前日の飲酒・酒量については、運転に影響のないよう十分気をつけることを運転者に指導している。
- 他の自動車に追従して走行するときは、常に「秒」の意識をもって自車の速度と制動距離(ブレーキが効きはじめてから止まるまでに走った距離)に留意し、前車への追突の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう、制動距離と同程度の車間距離を保って運転するよう指導している。
- 平成28年中の事業用貨物自動車が第1当事者となった人身事故の類型別発生状況を見ると、「追突」が全体の約半分を占めており、最多となっている。この事実を踏まえ、運転者に対しては日頃より、適正な車間距離の確保や前方への注意を怠らないことを指導している。
- 平成28年における交通事故統計によれば、人口10万人当たり死者数については、65歳以上の高齢者層は全年齢層の約2倍となっており、高齢者が事故により死亡するリスクが特に高いので、運行する際に、歩道や路肩に高齢歩行者を発見したときは、その動静に注意をはらって、運転を行うよう運転者に指導している。

問26 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成して5年間保存している。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果を提出したのものについても同様に保存している。
- 事業者や運行管理者は、点呼等の際に、運転者が意識や言葉に異常な症状があり普段と様子が違うときには、すぐに専門医療機関で受診させている。また、運転者に対し、脳血管疾患の症状について理解させ、そうした症状があった際にすぐに申告させるように努めている。
- 事業者は、深夜(夜11時出庫)を中心とした業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を1年に1回、必ず、定期的を受診させるようにしている。
- 事業者は、脳血管疾患の予防のため、運転者の健康状態や疾患につながる生活習慣の適切な把握・管理に努めるとともに、これらの疾患は定期健康診断において容易に発見することができることから、運転者に確実に受診させている。

問27 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 四輪車を運転する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づきにくく、また、②二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする特性がある。したがって、運転者に対してこのような点に注意するよう指導する必要がある。
- 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれの視界や見え方が異なり、大型車の場合には運転席が高いため、車間距離をつめてもあまり危険に感じない傾向となるので、この点に注意して常に適正な車間距離をとるよう運転者を指導する必要がある。
- 夜間等の運転において、①見えにくい時間帯に自車の存在を知らせるため早めの前照灯の点灯、②より広範囲を照射する走行用前照灯(ハイビーム)の積極的な活用、③他の道路利用者をげん感させないよう適切なすれ違い用前照灯(ロービーム)への切替えの励行、を運転者に対し指導する必要がある。
- 衝突被害軽減ブレーキについては、同装置が正常に作動していても、走行時の周囲の環境によっては障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことがあるため、当該装置が備えられている自動車の運転者に対し、当該装置を過信せず、細心の注意をはらって運転するよう指導する必要がある。

問28 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
- ドライブレコーダーは、事故時の映像だけでなく、運転者のブレーキ操作やハンドル操作などの運転状況を記録し、解析することにより運転のクセ等を読み取ることができるものであり、運行管理者が行う運転者の安全運転の指導に活用されている。
- 平成28年中の自動車乗車中死者の状況を見ると、シートベルト非着用時の致死率は、着用時の致死率の10倍以上となっている。他方、自動車乗車中死者のシートベルト非着用者の割合は、全体の約40%を占めていることから、シートベルトの確実な着用は死亡事故防止の有効な手段となっている。
- 交通事故の多くは、見かけ上運転者の運転操作ミスや交通違反等の人的要因によって発生しているが、その背景には、運転操作を誤ったり、交通違反せざるを得なかったりすることに繋がる背景要因が潜んでいることが少なくない。したがって、事業用自動車による事故防止を着実に推進するためには、事故の背景にある運行管理その他の要因を総合的に調査・分析することが重要である。

問29 荷主から貨物自動車運送事業者に対し、往路と復路において、それぞれ荷積みと荷下ろしを行うよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者として運転者に対し当該運送の指示をするため、次に示す「当日の運行計画」を立てた。
この運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日の運行計画」及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

「当日の運行計画」

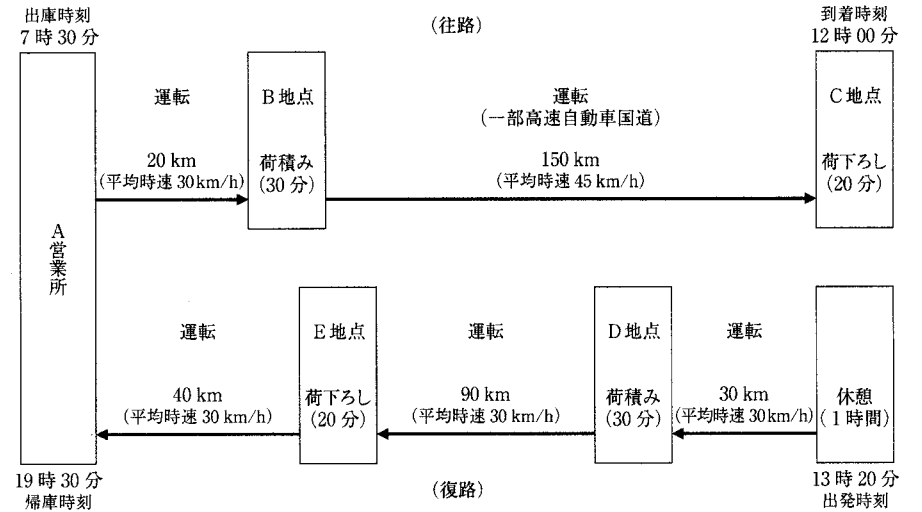
往路

○A営業所を7時30分に出庫し、20キロメートル離れたB地点まで平均時速30キロメートルで走行する。

- B地点において30分間の荷積みを行う。
○B地点から150キロメートル離れたC地点までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速45キロメートルで走行して、C地点に12時00分に到着する。
○C地点において20分間の荷下ろし後、1時間の休憩をとる。

復路

- 休憩後、C地点を13時20分に出発し、荷積みのため30キロメートル離れたD地点まで平均時速30キロメートルで走行する。
○D地点において30分間の荷積みを行う。
○荷下ろしのため90キロメートル離れたE地点まで平均時速30キロメートルで走行し、E地点にて20分間の荷下ろしを行う。
○荷下ろし後、帰庫のためE地点から40キロメートル離れたA営業所まで平均時速30キロメートルで走行し、A営業所には19時30分に帰庫する。



ア B地点とC地点の間の運転時間について、次の1～3の中から正しいものを1つ選び、解答用紙にマークしなさい。

- 2時間40分
- 3時間20分
- 4時間

イ 当該運転者の前日の運転時間は9時間であり、また、当該運転者の翌日の運転時間は8時間50分と予定した。当日を特定日とした場合の2日を平均した1日当たりの運転時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に照らし、違反しているか否かについて、次の1～2の中から正しいものを1つ選び、解答用紙にマークしなさい。

- 違反している
- 違反していない

ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「改善基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の1～2の中から正しいものを1つ選び、解答用紙にマークしなさい。

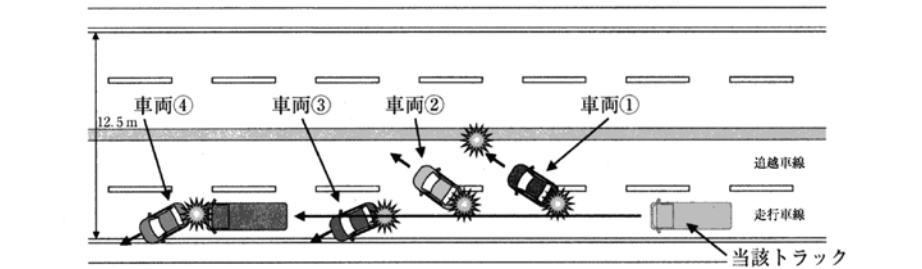
- 違反している
- 違反していない

問30 運行管理者が次の事業用普通トラックの事故報告に基づき、この事故の要因分析を行ったうえで、同種事故の再発を防止するための対策として、最も直接的に有効と考えられる組合せを、下の枠内の選択肢(1～8)から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、<事故の概要>及び<事故関連情報>に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

<事故の概要>

当該トラックは、17時頃、霧で見通しの悪い高速道路を走行中、居眠り運転により渋滞車列の最後尾にいた乗用車に追突した。当該トラックは当該乗用車を中央分離帯に押し出したのち、前方の乗用車3台に次々と追突し、通行帯上に停止した。

この事故により、最初に追突された乗用車に乗りしていた3人が死亡し、当該トラックの運転者を含む7人が重軽傷を負った。当時霧のため当該道路の最高速度は時速50キロメートルに制限されていたが、当該トラックは追突直前には時速80キロメートルで走行していた。



<事故関連情報>

- 当該運転者は、事故日前日運行先に積雪があり、帰庫時間が5時間程度遅くなって業務を早朝5時に終了した。その後、事故当日の正午に乗務前点呼を受け出庫した。
- 当該運転者は、事故日前1ヵ月間の勤務において、拘束時間及び休息期間について複数回の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」違反があった。
- 当該運転者に対する乗務前点呼はアルコール検知器を使用し対面で行われていた。また、この営業所においては、営業所長が運行管理者として選任されていたが補助者の選任がされておらず、運行管理者が不在のときは点呼が実施されていなかった。
- 当該営業所では、年度ごとの教育計画に基づき、所長自ら月1回ミーティングを実施していたが、交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさや、疲労などの生理的要因による交通事故の危険性などについて理解させる指導・教育が不足していた。
- 当該運転者は、採用後2年が経過していたが、初任運転者に対する適性診断を受診していなかった。
- 当該事業者は、年2回の定期健康診断の実施計画に基づき実施しており、当該運転者は、これらの定期健康診断を受診していた。
- 当該トラックは、法令で定められた日常点検及び定期点検を実施していた。また、速度抑制装置(スピードリミッター)が取り付けられていた。

<事故の再発防止対策>

ア 運行管理者は、運転者に対して、交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさや過労が運転に及ぼす危険性を認識させ、疲労や眠気を感じた場合は直ちに運転を中止し、休憩するよう指導を徹底する。

イ 運行管理者は、関係法令及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に違反しないよう、日頃から運転者の運行状況を確実に把握し、適切な乗務割を作成する。また、運転者に対しては、点呼の際適切な運行指示を行う。

ウ 事業者は、点呼の際に点呼実施者が不在にならないよう、適正な数の運行管理者又は補助者を配置するなど、運行管理を適切に実施するための体制を整備する。

エ 運行管理者は、法に定められた適性診断を、運転者に確実に受診させるとともに、その結果を活用し、個々の運転者の特性に応じた指導を行う。

オ 事業者は、運転者に対して、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを正しく理解させ、定期的な健康診断結果に基づき、自ら生活習慣の改善を図るなど、適切な心身の健康管理を行うこと的重要性を理解させる。

カ 事業者は、自社の事業用自動車に衝突被害軽減ブレーキ装置の導入を促進する。その際、運転者に対し、当該装置の性能限界を正しく理解させ、装置に頼り過ぎた運転とならないように指導を行う。

キ 運行管理者は、点呼を実施する際、運転者の体調や疲労の蓄積などをきちんと確認し、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、当該運転者を交替させる措置をとる。

ク 法令で定められた日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。その際、速度抑制装置の正常な作動についても、警告灯により確認する。

1. ア・イ・エ・オ	2. ア・イ・カ・キ
3. ア・ウ・キ・ク	4. ア・ウ・カ・ク
5. イ・エ・オ・カ	6. イ・エ・オ・キ
7. ウ・エ・キ・ク	8. ウ・オ・カ・ク

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
4	A:3,B:4 C:7,D:1	2,3	1,3	1,2	4	4	2,3	2	1,4
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
A:1,B:1 C:2	1,3	2	1,3	2	1,2	A:1,B:2 C:1	2,4	3	A:5,B:8 C:1,D:4
問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
2	ウ	2	適 2,3 不適 1,4	3,4	適 1,2 不適 3,4	適 2,3,4 不適 1	適 2,4 不適 1	A:2 イ:1 ウ:1	2

平成30年

公益社団法人
全日本トラック協会

9月21日 金 ～ 30日 日 まで

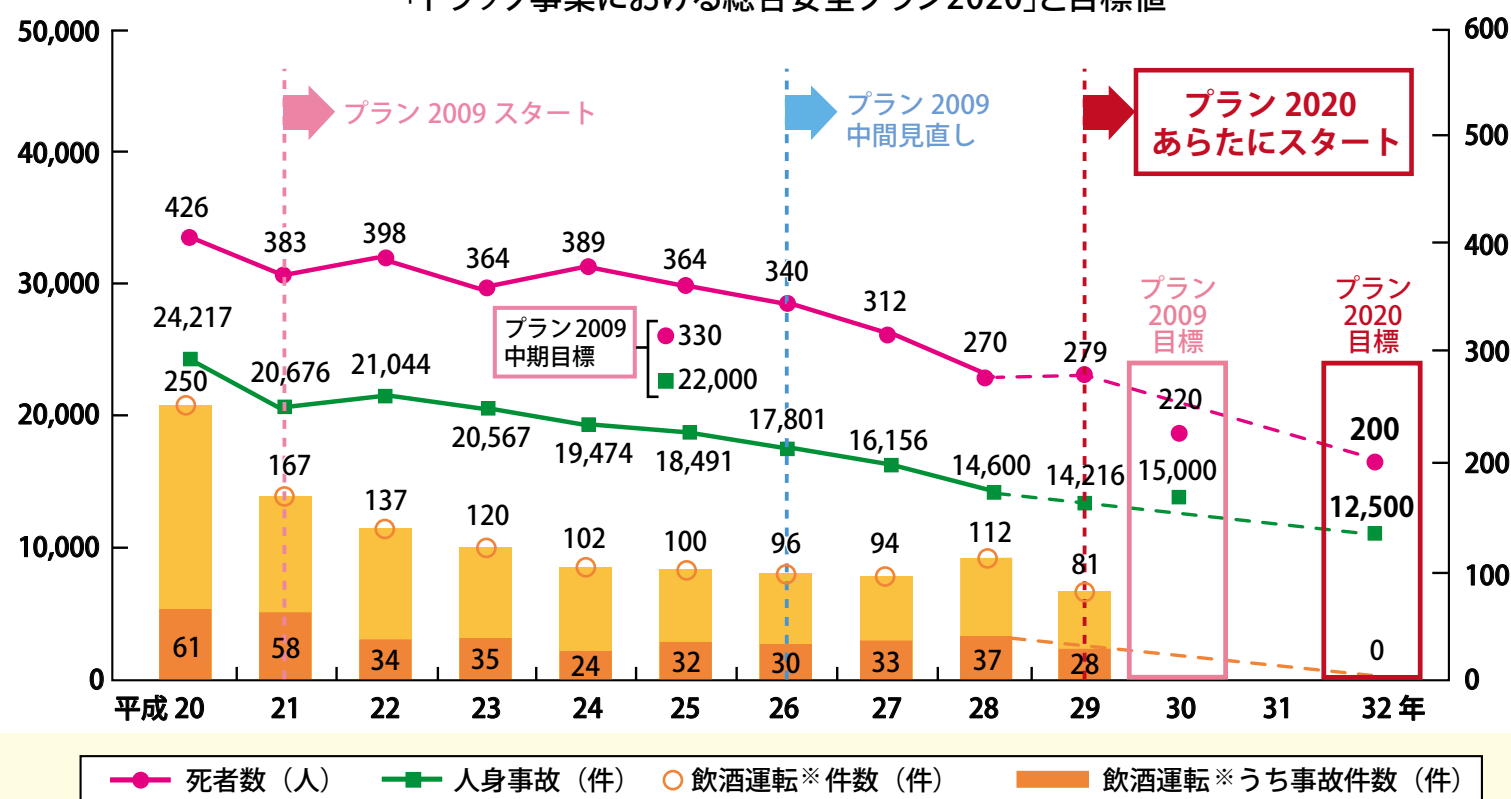
秋の全国交通安全運動

全日本トラック協会では、「飲酒運転の根絶」「追突事故の防止」「交差点事故の防止」を最重点推進項目として安全運行の確保に積極的に取り組めます。

※死亡事故件数は事業用貨物自動車を第1当事者とするもの(軽自動車を除く)

1 飲酒運転の根絶をめざして

「トラック事業における総合安全プラン2020」と目標値



※「飲酒運転」は「道路交通法違反取締件数」の数値で、「酒酔い運転」および「酒気帯び運転」が含まれる。

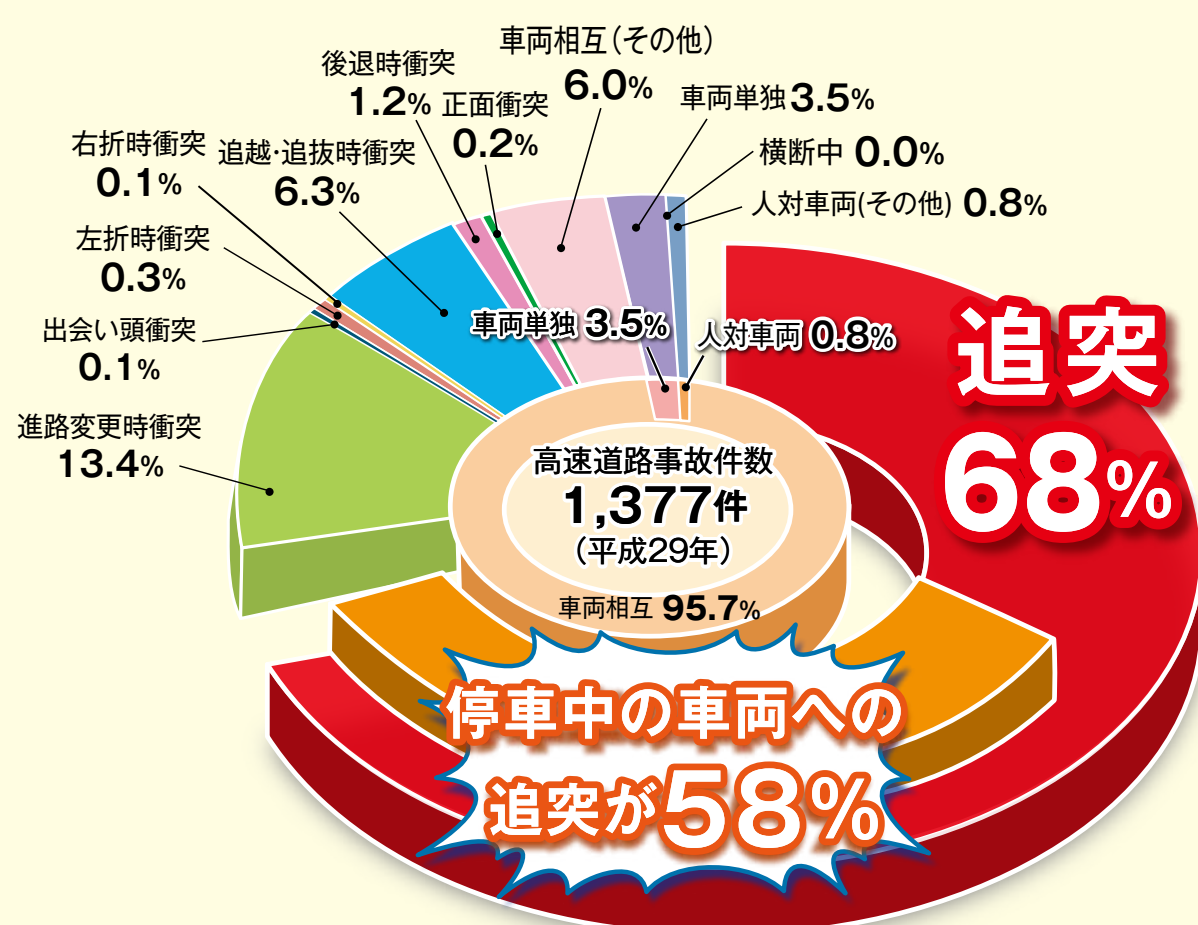
数字はいずれも事業用貨物自動車(軽自動車を除く)によるもの。出典:警察庁「交通事故統計」および(公財)交通事故総合分析センター「交通統計」



全ト協策定
「飲酒運転防止対策
マニュアル」の活用!

2 追突・左折巻き込み事故ゼロをめざして

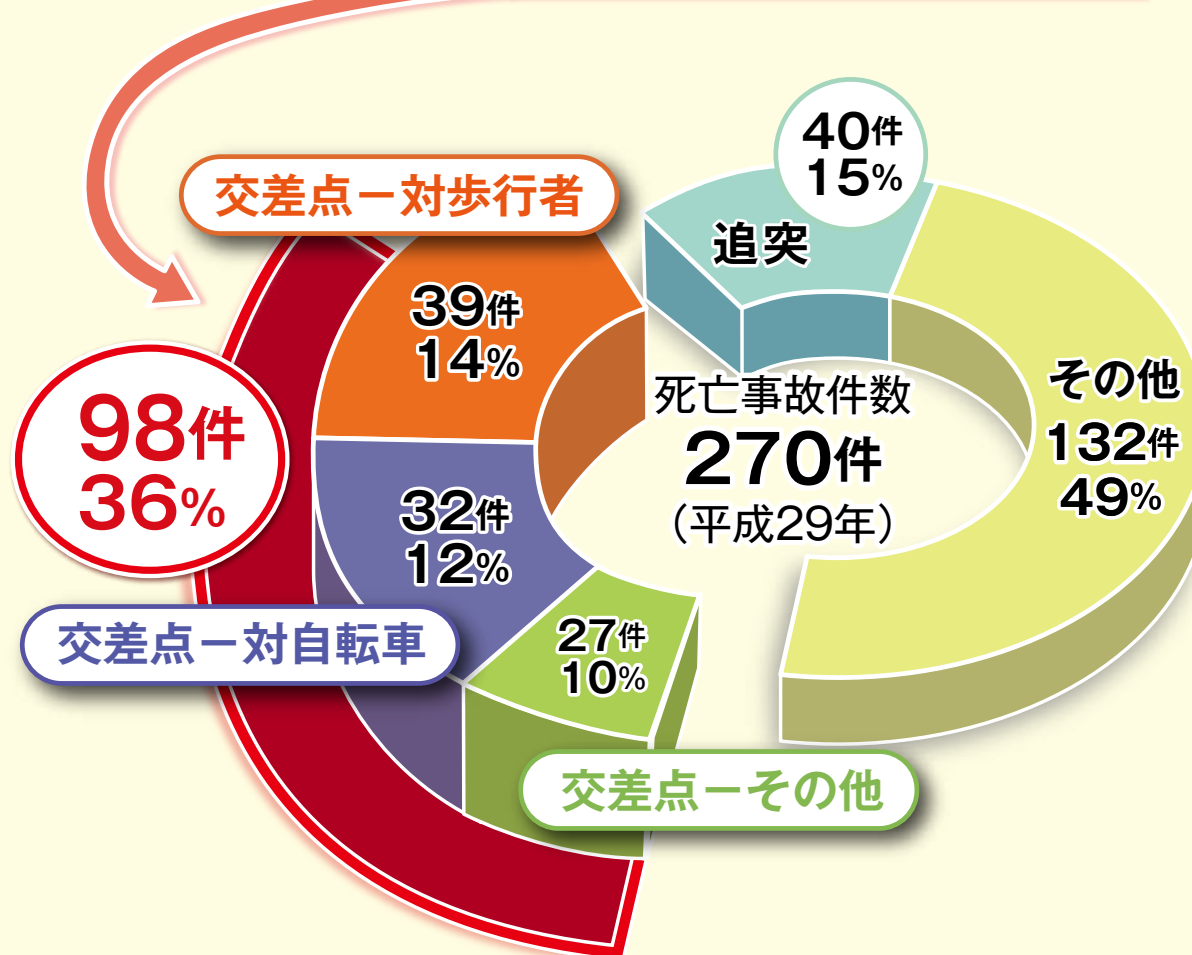
事業用貨物自動車の高速道路における
事故類型別死傷事故件数の構成率(平成29年)



衝突被害軽減ブレーキ装着車への
全ト協助成事業実施中

車両総重量 **8トン未満** の事業用トラックを対象

事業用貨物自動車の
死亡事故の **約4割は交差点**



左側方カメラ搭載車への
全ト協助成事業実施中

(左折巻き込み事故防止対策
車両総重量 **7.5トン以上** の事業用トラックを対象)

